

寺山町自治会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、寺山町自治会（以下、「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を会長宅に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、横浜市緑区寺山町の区域とする。

(目的)

第4条 本会は、次に掲げる事業を行い、隣人の互助・共助の精神に基づき、家庭と地域社会の向上発展に寄与することを目的とする。

- (1) 防災、防犯、防火、交通安全に関すること。
- (2) 青少年の健全育成に関すること。
- (3) 保健衛生に関すること。
- (4) 共済福祉に関すること。
- (5) 文化娯楽に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

(事業部)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業部を置き、それぞれの事業を行う。

- (1) 消防部
- (2) 防犯部
- (3) 青少年部（青少年指導員、スポーツ推進委員、子ども会）
- (4) 保健衛生部
- (5) 交通部
- (6) 家庭防災部
- (7) 環境事業推進部
- (8) 民生福祉部
- (9) 長寿会
- (10) 広報部

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に居住する世帯主及びこれに準ずる者（賛助会員）を会員とする。

2. 第3条に定める区域内に事務所を置く法人、事業所を賛助会員にすることができる。

3. 本会は、正当な理由なく前項に規定する者の加入及び退会を拒むことができない。

4. 入会及び退会をしようとする者は、会長にその旨を届け出るものとする。

(会費)

第7条 会員は、所定の会費を納入するものとする。詳細は細則により定める。

第3章 役員

(種別及び選任)

第8条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 5人

(3) 会計 2人

(4) 副会計 5人以上（各地区より1人以上）

(4) 監事 2人

(5) 理事 各事業部より1人以上及び各地区より1人以上及び三役の推薦した者

(6) 評議員（組長） 各組より1人

2. 役員は、総会において選任する。

3. 監事と3役（会長、副会長、会計）は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3. 会計は、本会の会計事務を処理する。

4. 副会計は、各組の会費の徴収及びそれに類する会計業務を行う。

5. 監事は、次の職務を行う。

(1) 本会の財産状況を監査すること。

(2) その他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求又は招集すること。

6. 理事は、各事業部の業務を分任し、各事業の企画立案、その他の運営にあたる。

7. 評議員は、評議員会を構成し、評議員会は会の運営に係る重要な事項を審査決定する。

(任期)

第10条 役員の任期は評議員（組長）を除き1期2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任することができる。

第4章 総会

(種別)

第11条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。

(構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

(機能)

第13条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 収支予算の決定及び収支決算の承認
- (3) 規約の変更
- (4) 本会の解散及び残余財産の処分
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第14条 通常総会は、原則として毎年5月に開催する。

2. 臨時総会は、会長が認めたとき、会員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき、又は監事から第9条第5項第4号の規定による請求があったときに開催する。

(招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2. 総会を招集するときは、会員に対し会議の目的事項及びその内容並びに日時及び

場所を示して、開催の日の30日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(定足数)

第17条 総会は、会員の過半数以上の出席により成立する。ただし、議長への委任状をもって出席にかえることができる。

(議決)

第18条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第19条 自然災害等で招集が困難な場合は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決することができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を含む）
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
2. 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された書記2人が議長とともに署名及び捺印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、会長、副会長、会計、副会計、監事、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この規約に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 会長が、会に付議すべきとした事項

(開催)

第23条 理事会は、会長が招集する。

2. 月に一回定例日を設けて開催するほか、会長が必要と認めたとき。
3. 理事会の議長は、副会長が輪番であたる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 公的機関の助成金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資金から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第25条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第26条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第27条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、毎会計年度終了後2カ月以内の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(予算の暫定執行)

第28条 会計年度初めから総会開催日までに支弁しなければならない経費に関しては、理事会の報告を経て、総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第30条 この規約を変更する場合は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第31条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 総会及び理事会の議事録
- (4) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (5) その他必要な帳簿及び書類

(細則)

第32条 理事会は、細則を定めることができる。理事会は、細則を制定したときは次の総会に報告し承認を得なければならない。

附則 この規約は、昭和61年6月8日より施行する。

この規約は、平成19年5月吉日より施行する。

この規約は、令和3年5月17日より施行する。

この規約は、令和5年5月14日に改定する。

(第5条10項に広報部を追加、第9条7項の総会に付議すべき事項の事前審査を削除)

寺山町自治会細則

(会費)

第1条 寺山町自治会規約第7条に定める会費は、次の通りとする。

会費は、1世帯あたり月額300円、賃貸居住者および賛助会員は月額250円とする。